

令和 7 年度中小企業強靱化のための事業計画策定支援等に係る業務請負先の公募について

標記の件について下記のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 23 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

災害対策支援部長 長谷川 貴則

記

1. 実施目的

近年、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）を取り巻く事業環境が急速に変化し、また大規模災害が頻発する中で、中小企業者がそれらに対応するために事業活動を継続する能力の強化（以下「強靱化」という。）に取り組むことが求められている。

政府においては、中小企業の自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下「中小企業強靱化法」という。）」を令和元年に施行し、防災・減災に取り組む中小企業者がその取組を事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画（以下「事業計画」という。）としてとりまとめ、国が認定する制度を創設している。これらの認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）は、令和 6 年 12 月末時点で 73,503 件にのぼり、今後も増加させることが求められている。

本事業では、中小企業者の自然災害等への事前対策に係る知見を有する支援人材（以下「支援人材」という。）を活用した事業計画の策定支援、さらには中小企業者が自ら認定取得ができるような環境整備等により事業計画の認定件数を増やし、経営の強靱化を強力に推進することを目的とする。

※本制度に関しては施行後 5 年が経過し、令和 6 年 9 月から「中小企業事業継続力強化計画制度研究会」が開かれ令和 7 年 3 月に研究会の取りまとめが発表された。

「中小企業事業継続力強化計画制度研究会」については、中小企業庁 Web サイトを参照

2. 業務の内容

（1）事業計画の策定支援

1 者で策定する単独型の事業計画の認定取得を希望する中小企業者に対して、支援人材がアドバイス（以下「ハンズオン支援」という。）を行う。なお、支援にあたっては、中小企業者の業種、規模

及び特性に応じた実効性のある事業計画が策定できるような助言を行い、あわせて認定申請のサポートも行うことで確実に認定取得につなげることを目指すものとする。

(2) 中小企業者が自ら事業計画の策定ができる環境の整備等

中小企業者のニーズに合わせて策定支援ができるように以下の環境の整備等を行う。

- ① 中小企業者が気軽に相談できる窓口の設置及びメール等での回答・助言
- ② 事業計画の策定に役立つツール（事業計画策定マニュアル・動画、その他策定に役立つ業種別着眼点や取組事例、初動対応や情報収集等に役立つ様式等を指す）の作成及び W E B サイトへの掲載
- ③ その他の取り組み（例：事業計画策定支援セミナー・ワークショップ等の開催）

(3) 事業実施に伴う広報活動および関係機関等との連携

事業継続力強化計画の必要性を広く普及し、かつ、認定取得につながるような広報活動を行い、事業計画の認定件数の目標達成を目指す。また、事業実施を効率的に実施するため、関係機関等との連携を行う。

3. 参加資格

- (1) 中小機構の契約事務取扱要領第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。

※要領については当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>

- (2) 当機構または経済産業省発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (3) 中小機構反社会的勢力対応規程（規程 22 第 37 号）第 2 条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。※当機構 Web サイトを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

- (4) 令和 7・8・9 年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等（301 広告・宣伝）」又は「役務の提供等（303 調査・研究）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

※現時点において資格申請中など、資格を有していなくても説明会等の参加は可能とする。

ただし、企画書・入札書提出期限の5月29日（木曜）時点において資格を有しておらず「資格審査決定通知書」を提出できない場合は、企画評価委員会には参加できないものとする。

- （５）当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （６）現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- （７）過去３年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。
- （８）令和７年５月１２日（月曜）に開催する仕様説明会に参加していること。
- （９）「プライバシーマーク」の使用許諾、情報セキュリティに関して、ISMS、ISO／IEC27001、JISQ27001、BS7799等の認証、それと同等の認証等を有している、又は同等のセキュリティ管理体制を確立していること。
- （１０）より広範な広報の実施及び効率的な計画策定支援を遂行するため、共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合の要件については次のとおりとする。
 - ①企画書等の提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加すること。
 - ②代表者及び構成員は、中小機構が定める入札参加資格を満たしていること。
 - ③代表者及び構成員は、同一の入札において、他の共同事業体の代表者もしくは構成員となることはできない。
 - ④共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

４．スケジュール

- ５月１２日（月曜） 仕様説明会
- ５月１５日（木曜） 質問書提出期限
- ５月１９日（月曜） 質問書回答
- ５月２９日（木曜） 企画提案書提出期限
- ６月 ２日（月曜） プレゼンテーション、審査
- ６月１０日（火曜） 契約締結予定

5. 仕様説明会の開催日時等

(1) 開催日時：令和7年5月12日（月曜） 13時00分～14時00分（予定）

(2) 開催場所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル9F 9H 会議室

※参加人数の確認のため、仕様説明会に参加希望の場合は、下記の担当者まで、Eメールにて、①社名、②参加人数（最大2名まで）、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、令和7年5月12日（月曜）9時までに必ず連絡すること。

※参加者多数の場合は、参加人数の制限を行う可能性がある。

(担当者連絡先)

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

担当：高橋、末岡

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル6階

電話：03-6459-0042（直通）

Eメール：kyoujinka@smrj.go.jp

6. 仕様書等の事前交付

令和7年4月23日（水曜）から令和7年5月12日（月曜）9時まで、仕様説明会参加申込者に対してメールにて適宜交付する。

7. 留意事項

- (1) 採用の可否にかかわらず、本企画書の作成に係る費用はお支払できません。
- (2) 一度提出された書類の変更及び取り消しはできません。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しません。
- (5) 選考については、結果のみ通知し選考内容については公表いたしません。
- (6) 本件に関して入手した仕様書等については、本件以外の目的に使用してはならない。
- (7) 仕様説明会の参加者であって本選考への参加を辞退する場合、令和7年5月28日（水曜）12時まで、辞退の旨を下記の問合せ・連絡先の担当者のメールアドレスに連絡すること。
後日、入札辞退届・機密情報等の破棄・消去証明書等を提出すること。

8. 問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部災害対策支援課

担当：高橋、末岡

〒105－8453 東京都港区虎ノ門3－5－1 虎ノ門37森ビル6階

電話：03－6459－0042（直通）

Eメール：kyoujinka@smrj.go.jp

この公募に関する掲載期間は、

令和7年4月23日（水曜）から令和7年5月12日（月曜）までとする。

以上